

## 動物愛護管理基本指針の点検及びヒアリング結果

基本指針	点検結果等																																																															
<p>(1) 普及啓発</p> <p>現状と課題</p> <p>動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、動物の虐待の防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきているが、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解は十分とはいえない状況にある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、近年、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されてきている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。</p> <p>講ずべき施策</p> <p>国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施すること。</p>	<p><b>講じた施策</b></p> <p>動物愛護週間行事の開催や各種普及啓発資料の作成・配布、ラジオ・ホームページの活用等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施。</p> <p><b>【動物愛護週間行事実施状況】</b></p> <table border="1" data-bbox="1111 443 1827 595"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体数</td> <td>97</td> <td>101</td> <td>103</td> <td>103</td> <td>104</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>行事数</td> <td>143</td> <td>222</td> <td>248</td> <td>242</td> <td>218</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【普及啓発資料】</b></p> <table border="1" data-bbox="1111 644 2051 943"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>パンフレット</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>リーフレット</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>チラシ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>発行部数(万)</td> <td>96</td> <td>58</td> <td>48</td> <td>74</td> <td>14</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>郵便事業(株)が特殊切手「動物愛護週間制定 60 周年記念」発行(1,000万枚。21年度)。</p> <p><b>達成状況</b></p> <p>環境省による一般市民を対象としたアンケート調査では、法の認知度は約 60%、内容まで知っている人の比率は約 21%。</p> <p><b>ヒアリングでの主な意見</b></p> <p>動物との触れ合いの実施に当たっては、動物に与えるストレスを考慮すべき。</p> <p>関連行事等に参加しない国民への広報活動等が必要。</p>	年度	19	20	21	22	23	24	自治体数	97	101	103	103	104	106	行事数	143	222	248	242	218	238	年度	19	20	21	22	23	24	ポスター	3	3	4	3	2	5	パンフレット	4	4	4	4	1	1	リーフレット	1	1	-	-	-	1	チラシ	-	-	-	-	-	2	発行部数(万)	96	58	48	74	14	54
年度	19	20	21	22	23	24																																																										
自治体数	97	101	103	103	104	106																																																										
行事数	143	222	248	242	218	238																																																										
年度	19	20	21	22	23	24																																																										
ポスター	3	3	4	3	2	5																																																										
パンフレット	4	4	4	4	1	1																																																										
リーフレット	1	1	-	-	-	1																																																										
チラシ	-	-	-	-	-	2																																																										
発行部数(万)	96	58	48	74	14	54																																																										

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

現状と課題

国民の約3分の1が動物を飼養しており（平成15年現在）、また、近年の少子高齢化等を背景とし、家庭動物等の飼養に対する志向が高まっている。このような状況において、国、地方公共団体等によって適正飼養を推進するための様々な取組が行われてきているが、依然として遺棄、虐待等の問題の発生が一部において見られている。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数は、従前に比べて大幅に減少したが、その絶対数は年間約42万匹（平成16年度）であり、そのうち約94%が殺処分されていることから、更なる改善が必要とされている。

講ずべき施策

ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底等により、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。

イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を行うことにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

講じた施策

適正飼養講習会等の実施、不妊去勢措置の推進や終生飼養の徹底等に関する普及啓発資料の作成・配布等を通じて適正飼養を推進。

【適正飼養講習会実施状況】

年度	19	20	21	22	23	24
参加者数	397	286	54	240	-	194

【適正譲渡講習会実施状況】

年度	19	20	21	22	23	24
参加者数	154	176	140	112	-	134

「子犬と子猫の適正譲渡ガイド（21年3月）」

「動物の適正譲渡における飼い主教育（23年3月）」

遺棄・虐待の実際の事例等について調査を行って取りまとめた冊子（19、21年度）を配布し、禁止行為の周知。

自治体における動物収容・譲渡施設の整備に対する支援を実施。（平成21年度以降継続。補助率1/2）

地方交付税の積算基礎にエサ・ワクチン代計3.5億円を追加（20年度以降継続）。

自治体に収容された迷子動物や譲渡動物をインターネット上で検索できる「収容動物データ検索サイト」に平成25年3月現在で77自治体が参画。

愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とした「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）」が成立。これに基づき、規格基準の策定、製造業者等への立入検査等を実施。

	<p><b>達成状況</b></p> <p>平成 23 年度の都道府県等における犬猫の引取り数は、平成 16 年度から約 47%減少（16 年度：約 42 万頭 23 年度：22 万頭）。殺処分率についても、15 ポイント減少（16 年度：約 94% 23 年度：約 79%）。</p> <p><b>ヒアリングでの主な意見</b></p> <p>各自治体は、これまでも引取り数を減少させる取組みや返還・譲渡を推進してきたところであり、特に早くから実施してきた自治体では、引取り数の減少が下げ止まりの傾向にある。</p> <p>攻撃性が強い、あるいは予後不良の疾病に罹患している等の犬猫は譲渡が困難であることから一定量の殺処分が存在することを認識する必要がある。</p> <p>遺棄及び虐待の防止を図るために、獣医師による虐待の通報規定が機能するよう関係機関が連携を確保すること。特に、警察との連携はより一層強化する必要がある。一方で、獣医師が診療において虐待の有無を明確に識別することは困難な場合がある。</p> <p>自治体の施設等に対しては民間からの支援も必要。</p> <p>飼育放棄につながる前に、問題行動等について相談できる体制が必要。</p>
<p>(3) 動物による危害や迷惑問題の防止</p> <p>現状と課題</p> <p>動物の不適切な飼養に起因して、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺的生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等</p>	<p><b>講じた施策</b></p> <p>多数の動物の飼養等に起因し周辺的生活環境が損なわれる事態等について事例を収集して取りまとめたほか、犬猫の多頭飼育を始めるに当たって注意すべき事項をまとめたパンフレット（「もっと飼いたい？（23 年 2 月）」）を作成。</p> <p>集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬や猫の管理の</p>

とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する支援等が期待されている。

また、平成 17 年 6 月に動物愛護管理法の改正が行われ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高い特定動物については、地方公共団体の必要に応じた条例による飼養許可制から法による全国一律の飼養許可制とされたところである。

#### 講ずべき施策

ア 地域における環境の特性の相違を踏まえながら、集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬やねこの管理の方法、所有者のいないねこの適正管理の在り方等を検討し、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること。

イ 国は、動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るために、有識者等の意見を聴きながら特定動物の選定基準の在り方を検討すること。

方法、所有者のいない猫の適正管理の在り方等を検討し住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（22 年 2 月）」）を策定。

動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るために、有識者等による検討会を開催し、特定動物の選定基準やリストについて見直しが必要か検討。

#### 達成状況

##### 特定動物の飼養許可状況（平成 24 年 4 月 1 日）

	哺乳類	鳥類	爬虫類	計
箇所数	710	109	829	1,537
頭数	10,702	325	28,056	39,084

全国における犬の咬傷事故件数は、増減を繰り返しているが、全体的には減少傾向。（16 年度 6,067 件 23 年度 4,149 件）

#### ヒアリングでの主な意見

地域猫対策については、地域差があることを認識することが必要。

地域猫活動に対する国民の正しい理解を得ることが必要。

不妊去勢措置の推進が必要。

#### (4) 所有明示（個体識別）措置の推進

##### 現状と課題

犬又はねこに関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成 15 年度現在、約 25%にとどまっている。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化によ

#### 講じた施策

マイクロチップに関する普及啓発資料を作成して所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行ったほか、埋込に関する技術講習会や普及推進事業を実施。

#### 達成状況

犬猫の所有明示措置の実施率について、世論調査では、犬は約 36%、猫は約 20%（平成 22 年）。環境省による一般市民を対象としたアンケート調査では、犬は約 55%、猫は約 38%（平

る所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の向上を図る必要がある。

#### 講ずべき施策

- ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。
- イ 関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること。

### (5) 動物取扱業の適正化

#### 現状と課題

従前の動物取扱業に係る届出制の下では、不適切な動物の取扱い等に対して、勧告又は命令等を行っても改善が見られないなどの悪質な事例が存在しており、また、このような事例以外においても、動物取扱業全般について施設や管理の水準の向上が必要な状況にあった。このため、平成 17 年 6 月に動物愛護管理法の改正が行われ、動物取扱業については、それまでの届出制から登録制とされたところである。本改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を図る必要がある。

#### 講ずべき施策

- ア 動物を飼養等しようとする者等に対し、動物取扱業者に対し標識等の掲示、販売時における動物の特性及び状態等に関する

成 24 年)。

動物 I D 普及推進会議へのマイクロチップの登録数が約 71 万件に増加 (平成 24 年末現在)。

自治体が保有するマイクロチップリーダーは、平成 22 年には 597 台であったのが平成 24 年には 881 台となった。

#### ヒアリングでの主な意見

マイクロチップの情報管理機関が複数存在しており、これの統一化が必要。また、所有情報が更新されていない場合もある。

#### 講じた施策

販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明の実施状況について、動物販売業者に対してアンケート調査を実施することにより制度の周知徹底。

動物取扱業として「競りあっせん業」及び「譲受飼養業」を追加 (24 年 6 月 1 日)

販売業者、貸出業者及び展示業者による犬猫の夜間展示を禁止 (24 年 6 月 1 日)。

#### 達成状況

動物取扱業の登録施設数は毎年増加 (17 年度 : 19,893 施設 24 年度 39,916 施設)。

動物を購入した際の事前説明 (文書及び口頭) について、動物取扱業者を対象として平成 23 年度に実施したアンケート調査では、81% が実施していた。

<p>事前説明の実施等が義務付けられたことについての周知徹底を図ること。</p> <p>イ 優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。</p> <p>ウ 国は、動物の健康及び安全の確保のより一層の推進を図るために、有識者等の意見を聴きながら幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方を検討すること。</p>	<p>動物愛護のあり方検討小委員会において、幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方について検討が行われたとともに、改正法に盛り込まれた。</p> <p><b>ヒアリングでの主な意見</b></p> <p>業界としても、資料の作成や講習会の開催等を通じて、動物愛護管理法をより一層遵守するための取組やインターネット販売や幼齢の犬猫の販売日齢に関する自主規制を実施してきたところ。</p> <p>飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られる。</p> <p>移動販売に対する規制を検討すべき。</p>
<p>(6) 実験動物の適正な取扱いの推進</p> <p>現状と課題</p> <p>実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。</p> <p>講ずべき施策</p>	<p><b>講じた施策</b></p> <p>文部科学省、厚生労働省、農林水産省では、所管する研究機関等に対して統一的な基本指針を策定し、本指針に基づき動物実験等の適正な実施を図っている。</p> <p>環境省は、パンフレット（「実験動物の適正な飼養保管等を推進するために（20年3月）」）を作成し、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知を実施。</p> <p>実験動物を取り扱っている可能性がある団体等を対象として、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況等についてアンケート調査を実施することによる実態把握。</p> <p><b>達成状況</b></p> <p>実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、環境省は、動物実験施設を有する可能性がある団体等 3,515 団体に対してアンケート調査を実施し、1,905 件の回答を得た（23 年度）。実験動物取扱施設のうち、約 91% が基準の内容を知っていた。また、約 76% の施設で基準内容に即した指針や要綱等を策定し</p>

<p>ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、効果的かつ効率的に行われるようにすること。</p> <p>イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について定期的な実態把握を行うこと。</p>	<p>ていた。</p> <p>文部科学省は、所管の1,656機関を対象に調査を実施（23～24年度）。平成24年3月末までには、動物実験等を実施していると回答した全ての機関より、基本指針に基づく全ての対応を行っている旨の報告を受けた。</p> <p><b>ヒアリングでの主な意見</b></p> <p>実験動物関係団体により、実験動物の使用数と販売数の実態把握や外部検証が実施されてきた。行政当局の調査にも協力するよう努めていく。</p> <p>国際的規制の動向や科学的知見は、実験動物関係者が収集して会誌等を通じて共有化を図っている。</p> <p>東日本大震災の影響を受けた実験動物生産施設・動物実験施設においては、危機管理にかかる手順書を各施設が自主的に作成していたことが功を奏し、不明動物や逸走動物は認められなかった。</p> <p>基本指針の見直しは不要ではないか。</p> <p>実験動物の飼養保管等基準の解説書を作成して普及することが同基準の普及に有効ではないか。</p>
<p>(7) 産業動物の適正な取扱いの推進</p> <p>現状と課題</p> <p>動物の愛護及び管理の観点からする産業動物の適正な取扱いについては、国際的な動き、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえた上で飼養等の在り方を検討し、その普及啓発を進めていく必要がある。</p> <p>講ずべき施策</p> <p>ア 国は、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在</p>	<p><b>講じた施策</b></p> <p>農林水産省として検討会を立ち上げるとともに、検討会に採卵鶏、豚、ブロイラー、乳用牛、肉用牛及び馬の分科会を設置、アニマルウェルフェアの考え方に対応した畜種毎の飼養管理指針を作成。（「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（23年3月）」）</p> <p><b>達成状況</b></p> <p>環境省による一般市民を対象としたアンケート調査（24年実施）</p>



<p>り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。</p> <p>イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。</p>	<p>では、アニマルウェルフェアの認知度は2割以下だったが、考え方の賛否については、約42%が概ね賛成し、約40%はわからないと回答。</p> <p><b>ヒアリングでの主な意見</b></p> <p>平成19～22年度に検討会を設け、アニマルウェルフェアを「家畜の快適性に配慮した飼養管理」と定義し、各畜種毎の飼養管理指針を作成し、普及啓発を行っている。</p> <p>国際獣疫事務局(OIE)では、現在、畜種毎の飼養基準について検討されているところであり、まず、「プロイラー」、「肉用牛」について策定し、その他の畜種についても今後検討されていく予定。</p> <p>OIEコード案と我が国の指針の内容は、ほぼ同様となっている。</p>
<p>(8) 災害時対策</p> <p>現状と課題</p> <p>地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。</p> <p>講ずべき施策</p> <p>ア 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるよ</p>	<p><b>講じた施策</b></p> <p>地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化については、地方公共団体の対応が進展。</p> <p>所有者の責任の徹底に関する措置の実施の推進については、普及啓発により実施。</p> <p>第27、29、30、31及び35回動物愛護部会で被災犬猫への対応について議論</p> <p>第29回動物愛護管理部会で警戒区域内の家畜への対応について議論</p> <p>東日本大震災における各被災自治体や被災者を受け入れた自治体、関係団体等の被災動物対応についてとりまとめた記録集を作成。また、記録集のとりまとめ内容等を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等が行う災害時の動物救護対策に係るガイド</p>

うな体制の整備を図ること。  
 イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ラインを作成。  
 災害時の備え等を含む飼い主の心構えについてまとめたパンフレット「見つめ直して 人と動物の絆」を作成、配布。  
 「平成 24 年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」において、警戒区域内に残された被災ペットの保護活動を実施するとともに、臨時シェルターを設置して保護したペットの飼育管理及び譲渡を実施。

**達成状況**

**【地域防災計画への記載状況】**

19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
76 自治体	79 自治体	79 自治体	81 自治体	81 自治体

平成 19 年 7 月～新潟中越沖地震対応

平成 23 年 3 月～東日本大震災対応

**ヒアリングでの主な意見**

地域防災計画に動物救護について明記されていたことで救護活動が円滑に進んだ。  
 災害時の動物救護に係る協定を関係団体と締結していたことが動物救護対策において非常に有用であり、これらの団体の被災動物救護に係る基本的な情報を収集しておくことが必要。

(9) 人材育成  
 現状と課題  
 動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことが

**講じた施策**

動物愛護管理行政の担当者を対象とした動物愛護管理研修の実施により、専門的な知識に対する支援を行った。

**【動物愛護管理研修】**

19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
88 名	68 名	90 名	40 名	103 名	92 名

できることとされている。

また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成 15 年度末現在、98 地方公共団体中 21 地方公共団体、約 1400 人とどまっているなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備は十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を積極的に推進していく必要がある。

#### 講ずべき施策

- ア 動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進すること。
- ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

#### 達成状況

動物愛護推進協議会は着実に増加し、全国で 49 協議会（35 都道府県、12 指定都市・中核市）が設置され、80 の自治体が参画（24 年 3 月末）。

動物愛護推進員数は着実に増加し、60 の自治体で計 2,915 名が委嘱（24 年 3 月末）。

#### ヒアリングでの主な意見

動物愛護推進員に関する対応状況は、自治体によって差があり、委嘱していても十分に機能していない事例もある。

## (10) 調査研究の推進

### 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する調査研究を推進する必要がある。

### 講ずべき施策

- ア 全国及び地域の各レベルにおいて連絡協議会を設置すること等により、行政機関と関係学会等の学術研究団体及び調査研究機関との連携体制の整備を図ること。
- イ 関係機関が協力して、調査研究成果等に係る目録の作成を行うこと。

## 講じた施策

動物愛護管理に関する各種文献等の収集・整理を動物愛護管理のあり方検討小委員会を通して実施。

繁殖制限、移動、施設基準に関する科学的な文献等を収集。

全国動物管理関係事業所協議会においてブロック会議や全国大会が開催されていることを通じて、自治体間の連携を推進。

## ヒアリングでの主な意見

動物福祉を推進する根拠となる科学研究を行政機関や学術調査研究機関等が連携して実施すると共に、情報を共有すべき。